

○厚生労働省告示第六十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月五日

厚生労働大臣 武見 敬三

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する告示

（特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正）

第一条 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
I～V (略)				I～V (略)			
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
品 名	単 位	材料価格		品 名	単 位	材料価格	
001 (略)				001 (略)			
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用 (J I S適合品)	1 g	<u>7,641円</u>		002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用 (J I S適合品)	1 g	<u>7,358円</u>	
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S適合品)	1 g	<u>7,624円</u>		003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S適合品)	1 g	<u>7,341円</u>	
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	<u>7,774円</u>		004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	<u>7,491円</u>	
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	<u>7,601円</u>		005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	<u>7,318円</u>	
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S適合品)	1 g	<u>2,909円</u>		006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S適合品)	1 g	<u>3,037円</u>	
007～009 (略)				007～009 (略)			
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	<u>3,740円</u>		010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	<u>3,807円</u>	
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	<u>159円</u>		011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	<u>158円</u>	
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>192円</u>		012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>191円</u>	
013 歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	<u>274円</u>		013 歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	<u>273円</u>	
014～069 (略)				014～069 (略)			
VII～IX (略)				VII～IX (略)			

第二条 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を次のように改める。

別表を次のように改正する。



226	ニコチン依存症治療補助アプリ	24,000 円
227	高血圧症治療補助アプリ	7,010 円

Ⅲ 医科点数表の第2章第4部及び別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）の第2章第4部に規定するフィルム及びその材料価格

	規 格	1枚当たり材料価格
001	半切	120 円
002	大角	115 円
003	大四ツ切	76 円
004	四ツ切	62 円
005	六ツ切	48 円
006	八ツ切	46 円
007	カビネ	38 円
008	30 cm×35 cm	87 円
009	24 cm×30 cm	68 円
010	18 cm×24 cm	46 円
011	標準型（3 cm×4 cm）	29 円
012	咬合型（5.7 cm×7.6 cm、5.5 cm×7.5 cm又は5.4 cm×7 cm）	27 円
013	咬翼型（4.1 cm×3 cm又は2.1 cm×3.5 cm）	40 円
014	オルソパントモ型	
	20.3 cm×30.5 cm	103 円
	15 cm×30 cm	120 円
015	小児型	
	2.2 cm×3.5 cm	31 円
	2.4 cm×3 cm	23 円
016	間接撮影用フィルム	
	10 cm×10 cm	29 円
	7 cm×7 cm	22 円
	6 cm×6 cm	15 円
017	オデルカ用フィルム	
	10 cm×10 cm	33 円
	7 cm×7 cm	22 円
018	マンモグラフィー用フィルム	
	24 cm×30 cm	135 円
	20.3 cm×25.4 cm	135 円
	18 cm×24 cm	121 円
019	画像記録用フィルム	
	(1) 半切	226 円
	(2) 大角	188 円
	(3) 大四ツ切	186 円
	(4) B 4	149 円
	(5) 四ツ切	135 円
	(6) 六ツ切	115 円
	(7) 24 cm×30 cm	145 円

Ⅳ 歯科点数表の第2章第6部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001	削除
002	中心静脈用カテーテル
	(1) 中心静脈カテーテル
	① 標準型

ア シングルルーメン	1,790 円
イ マルチルーメン	7,210 円
② 抗血栓性型	2,290 円
③ 極細型	7,490 円
④ カフ付き	20,000 円
⑤ 酸素飽和度測定機能付き	35,100 円
⑥ 抗菌型	9,730 円
(2) 末梢留置型中心静脈カテーテル	
① 標準型	
ア シングルルーメン	1,700 円
イ マルチルーメン	7,320 円
② 特殊型	
ア シングルルーメン	13,400 円
イ マルチルーメン	20,900 円

V 歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料
価格

001 人工骨

(1) 汎用型

① 非吸収型

ア 顆粒・フィラー	1 g 当たり 6,390 円
イ 多孔体	1 mL 当たり 12,400 円
ウ 形状賦形型	1 mL 当たり 14,600 円

② 吸収型

ア 顆粒・フィラー	1 g 当たり 12,000 円
イ 多孔体	
i 一般型	1 mL 当たり 14,000 円
ii 蛋白質配合型	1 mL 当たり 14,800 円
ウ 綿形状	0.1 g 当たり 14,400 円

002 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨

(1) カスタムメイド人工関節

保険医療機関における購入価格による。

(2) カスタムメイド人工骨

① カスタムメイド人工骨 (S)	762,000 円
② カスタムメイド人工骨 (M)	830,000 円

003 合成吸収性骨片接合材料

(1) スクリュー

① 頭蓋・顎・顔面・小骨用	33,000 円
(2) ストレートプレート	38,200 円
(3) その他のプレート	54,200 円
(4) ワッシャー	16,700 円
(5) ピン	
① 一般用	39,500 円

004 固定用内副子 (スクリュー)

(1) その他のスクリュー

① 標準型	
ア 小型スクリュー (頭蓋骨・顔面・上下顎骨用)	2,930 円

005 固定用内副子 (プレート)

(1) その他のプレート

① 標準

	ア 指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨用	
	i ストレート型・異形型	11,700 円
	ii メッシュ型	55,600 円
	イ 下顎骨・骨盤再建用	62,300 円
	ウ 下顎骨用	773,000 円
	エ 人工顎関節用	115,000 円
	② 特殊	
	ア 骨延長用	116,000 円
	イ スクリュー非使用型	176,000 円
006	固定釘	
	(1) 平面型	16,100 円
	(2) 立体特殊型	30,700 円
007	固定用金属線	
	(1) 金属線	
	① ワイヤー	1 cm 当たり 16 円
	② ケーブル	40,700 円
008	固定用金属ピン	
	(1) 一般用	
	① 標準型	505 円
009	削除	
010	鼻孔プロテーゼ	3,850 円
011	皮膚欠損用創傷被覆材	
	(1) 真皮に至る創傷用	1 cm ² 当たり 6 円
	(2) 皮下組織に至る創傷用	
	① 標準型	1 cm ² 当たり 10 円
	② 異形型	1 g 当たり 35 円
	(3) 筋・骨に至る創傷用	1 cm ² 当たり 25 円
012	真皮欠損用グラフト	1 cm ² 当たり 452 円
013	非固着性シリコンガーゼ	
	(1) 平坦部位用	142 円
	(2) 凹凸部位用	309 円
014	栄養カテーテル	
	(1) 経鼻用	
	① 一般用	183 円
	② 乳幼児用	
	ア 一般型	94 円
	イ 非DEHP型	147 円
	③ 経腸栄養用	1,600 円
	④ 特殊型	2,110 円
015	気管内チューブ	
	(1) カフあり	
	① カフ上部吸引機能あり	2,610 円
	② カフ上部吸引機能なし	569 円
	(2) カフなし	606 円
016	胃管カテーテル	
	(1) シングルルーメン	88 円
	(2) ダブルルーメン	
	① 標準型	447 円
	② 特殊型	1,510 円

017	吸引留置カテーテル	
	(1) 能動吸引型	
	① 創部用（ドレーンチューブ）	
	ア 軟質型	4,360 円
	イ 硬質型	4,060 円
	(2) 受動吸引型	
	① フィルム・チューブドレーン	
	ア フィルム型	264 円
	イ チューブ型	897 円
018	膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル	
	(1) 2管一般(I)	233 円
	(2) 2管一般(II)	
	① 標準型	561 円
	② 閉鎖式導尿システム	862 円
	(3) 2管一般(III)	
	① 標準型	1,650 円
	② 閉鎖式導尿システム	2,030 円
	(4) 特定(I)	741 円
	(5) 特定(II)	2,060 円
	(6) 圧迫止血	4,610 円
019	人工血管	
	(1) 永久留置型	
	① 小血管用	
	ア 標準型	
	i 外部サポートあり	1 cm当たり 2,560 円
	ii 外部サポートなし	1 cm当たり 1,870 円
020	輸血用血液フィルター（微小凝集塊除去用）	2,500 円
021	輸血用血液フィルター（赤血球製剤用白血球除去用）	2,850 円
022	輸血用血液フィルター（血小板製剤用白血球除去用）	3,340 円
023	歯周組織再生材料	1 歯 1 枚当たり 9,420 円
024	インプラント体	
	(1) 標準型(I)	20,200 円
	(2) 標準型(II)	35,000 円
	(3) 標準型(III)	23,700 円
	(4) 特殊型	58,200 円
025	暫間装着体	
	(1) 暫間装着体(I)	6,200 円
	(2) 暫間装着体(II)	3,610 円
	(3) 暫間装着体(III)	3,540 円
	(4) 暫間装着体(IV)	1,260 円
026	スクリュー	2,800 円
027	アバットメント	
	(1) アバットメント(I)	14,100 円
	(2) アバットメント(II)	13,700 円
	(3) アバットメント(III)	26,100 円
	(4) アバットメント(IV)	16,200 円
028	アタッチメント	
	(1) アタッチメント(I)	3,420 円
	(2) アタッチメント(II)	13,800 円

	(3) アタッチメント(Ⅲ)	3,400 円
029	シリンダー	7,090 円
030	気管切開後留置用チューブ	
	(1) 一般型	
	① カフ付き気管切開チューブ	
	ア カフ上部吸引機能あり	
	i 一重管	4,020 円
	ii 二重管	5,690 円
	イ カフ上部吸引機能なし	
	i 一重管	3,800 円
	ii 二重管	6,080 円
	② カフなし気管切開チューブ	4,080 円
	(2) 輪状甲状膜切開チューブ	2,030 円
	(3) 保持用気管切開チューブ	6,140 円
031	神経再生誘導材	406,000 円
032	組織代用人工繊維布	
	(1) 臓器欠損補強用	1 cm ² 当たり 167 円
033	口腔粘膜保護材	1 mL 当たり 766 円
034	人工顎関節用材料	1,110,000 円
035	デンプン由来吸収性局所止血材	
	(1) 標準型	1 g 当たり 12,700 円
	(2) 織布型	1 cm ² 当たり 48 円
036	半導体レーザー用プローブ	229,000 円
037	レーザー光照射用ニードルカテーテル	1,990 円

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

	品 名	単 位	材料価格
001	削除		
002	歯科鑄造用 14カラット金合金 インレー用 (J I S 適合品)	1 g	7,641 円
003	歯科鑄造用 14カラット金合金 鉤用 (J I S 適合品)	1 g	7,624 円
004	歯科用 14カラット金合金鉤用線 (金 58.33%以上)	1 g	7,774 円
005	歯科用 14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	7,601 円
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金 12%以上 J I S 適合品)	1 g	2,909 円
007	削除		
008	削除		
009	削除		
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金 15%以上 J I S 適合品)	1 g	3,740 円
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀 60%以上インジウム 5%未満 J I S 適合品)	1 g	159 円
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀 60%以上インジウム 5%以上 J I S 適合品)	1 g	192 円
013	歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	274 円
014	削除		
015	削除		
016	削除		
017	削除		
018	削除		
019	削除		
020	歯科鑄造用コバルトクロム合金 鉤・バー用	1 g	25 円
021	歯科用コバルトクロム合金線 鉤用 (J I S 適合品)	1 cm	10 円

022	歯科用コバルトクロム合金線	バー用 (J I S 適合品)	1 cm	52 円
023	歯科用ステンレス鋼線	鉤用 (J I S 適合品)	1 cm	4 円
024	歯科用ステンレス鋼線	バー用 (J I S 適合品)	1 cm	4 円
025	削除			
026	削除			
027	陶歯	前歯用 (真空焼成歯)	6 本 1 組	1,870 円
028	陶歯	臼歯用 (真空焼成歯)	8 本 1 組	1,010 円
029	削除			
030	削除			
031	レジン歯	前歯用 (J I S 適合品)	6 本 1 組	241 円
032	レジン歯	臼歯用 (J I S 適合品)	8 本 1 組	235 円
033	スルフォン樹脂レジン歯	前歯用	6 本 1 組	620 円
034	スルフォン樹脂レジン歯	臼歯用	8 本 1 組	866 円
035	硬質レジン歯	前歯用	6 本 1 組	582 円
036	硬質レジン歯	臼歯用	8 本 1 組	733 円
037	歯冠用加熱重合レジン (粉末)	J I S 適合品)	1 g	12 円
038	歯冠用加熱重合レジン (液)	J I S 適合品)	1 mL	4 円
039	歯冠用加熱重合硬質レジン		1 g	26 円
040	歯冠用光重合硬質レジン		1 g	595 円
041	義歯床用アクリリック樹脂 (粉末)	J I S 適合品)	1 g	5 円
042	義歯床用アクリリック樹脂 (液)	J I S 適合品)	1 mL	3 円
043	義歯床用アクリリック即時硬化樹脂 (粉末)		1 g	28 円
044	義歯床用アクリリック即時硬化樹脂 (液)		1 mL	18 円
045	義歯床用熱可塑性樹脂		1 g	17 円
046	歯科用合着・接着材料 I			
	(1) レジン系			
	①	標準型	1 g	461 円
	②	自動練和型	1 g	1,020 円
	(2) グラスアイオノマー系			
	①	標準型	1 g	259 円
	②	自動練和型	1 g	312 円
047	歯科用合着・接着材料 II			
048	歯科用合着・接着材料 III			
049	歯科充填用材料 I			
	(1) 複合レジン系			
	(2) グラスアイオノマー系			
	①	標準型	1 g	527 円
	②	自動練和型	1 g	575 円
050	歯科充填用材料 II			
	(1) 複合レジン系			
	(2) グラスアイオノマー系			
	①	標準型	1 g	202 円
	②	自動練和型	1 g	419 円
051	削除			
052	複合レジン	築造用 (硬化後フィラー60%以上)	1 g	280 円
053	金属小釘	ロック型	1 本	66 円
054	金属小釘	スクリュー型	1 本	50 円
055	金属小釘	スクリュー型 (金メッキ)	1 本	111 円
056	乳歯金属冠			

057	スクリューポスト 支台築造用	1 本	63 円
058	CAD/CAM冠用材料		
	(1) CAD/CAM冠用材料(I)	1 個	1,810 円
	(2) CAD/CAM冠用材料(II)	1 個	1,630 円
	(3) CAD/CAM冠用材料(III)	1 個	3,160 円
	(4) CAD/CAM冠用材料(IV)	1 個	3,880 円
	(5) CAD/CAM冠用材料(V)	1 個	6,150 円
059	ファイバーポスト 支台築造用	1 本	607 円
060	義歯床用軟質裏装材		
	(1) シリコン系	1 mL	208 円
	(2) アクリル系		
	① 粉末	1 g	48 円
	② 液	1 mL	31 円
061	スクリュー	1 本	2,800 円
062	アバットメント		
	(1) アバットメント(I)	1 個	14,100 円
	(2) アバットメント(II)	1 個	13,700 円
	(3) アバットメント(III)	1 個	26,100 円
	(4) アバットメント(IV)	1 個	16,200 円
063	アタッチメント		
	(1) アタッチメント(I)	1 個	3,420 円
	(2) アタッチメント(II)	1 個	13,800 円
	(3) アタッチメント(III)	1 個	3,400 円
064	シリンダー	1 本	7,090 円
065	歯冠用高強度硬質レジン	1 g	1,970 円
066	歯冠用グラスファイバー		
	(1) 棒状	1 cm	1,340 円
	(2) シート状	1 cm ²	926 円
067	永久歯金属冠	1 本	294 円
068	純チタン2種	1 g	47 円
069	磁性アタッチメント		
	(1) 磁石構造体	1 個	7,770 円
	(2) キーパー	1 個	2,330 円

VII 歯科点数表の第2章第13部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

	品 名	単 位	材料価格
001	歯科矯正用帯環 切歯用	1 個	161 円
002	歯科矯正用帯環 犬歯用及び臼歯用	1 個	163 円
003	帯環用ブラケット	1 個	147 円
004	ダイレクトボンド用ブラケット	1 個	299 円
005	チューブ	1 個	422 円
006	STロック	1 組	2,040 円
007	スクリュー 床用	1 個	757 円
008	スクリュー スケレトン用	1 個	2,330 円
009	トラクションバンド	1 個	323 円
010	ネックストラップ	1 個	209 円
011	ヘッドギア リトラクター用	1 個	3,910 円
012	ヘッドギア プロトラクター用	1 個	10,200 円
013	チンキャップ リトラクター用	1 個	959 円
014	チンキャップ プロトラクター用	1 個	2,040 円

015	フェイスボウ	1 個	764 円
016	矯正用線（丸型）	1 本	218 円
017	矯正用線（角型）	1 本	246 円
018	矯正用線（特殊丸型）	1 本	387 円
019	矯正用線（特殊角型）	1 本	452 円
020	超弾性矯正用線（丸型及び角型）	1 本	533 円
021	削除		
022	削除		
023	歯科用コバルトクロム合金線 鉤用（J I S 適合品）	1 cm	10 円
024	歯科用コバルトクロム合金線 バー用（J I S 適合品）	1 cm	52 円
025	歯科鑄造用コバルトクロム合金 床用	1 g	29 円
026	歯科用ステンレス鋼線 鉤用（J I S 適合品）	1 cm	4 円
027	歯科用ステンレス鋼線 バー用（J I S 適合品）	1 cm	4 円
028	陶歯 前歯用（真空焼成歯）	6 本 1 組	1,870 円
029	陶歯 臼歯用（真空焼成歯）	8 本 1 組	1,010 円
030	レジン歯 前歯用（J I S 適合品）	6 本 1 組	241 円
031	レジン歯 臼歯用（J I S 適合品）	8 本 1 組	235 円
032	義歯床用アクリリック樹脂（粉末 J I S 適合品）	1 g	5 円
033	義歯床用アクリリック樹脂（液 J I S 適合品）	1 mL	3 円
034	歯科用合着・接着材料 I		
	(1) レジン系		
	① 標準型	1 g	461 円
	② 自動練和型	1 g	1,020 円
	(2) グラスアイオノマー系		
	① 標準型	1 g	259 円
	② 自動練和型	1 g	312 円
035	歯科用合着・接着材料 II	1 g	103 円
036	歯科用合着・接着材料 III	1 g	23 円
037	ダイレクトボンド用ボンディング材	1 g	703 円
038	シリコン樹脂	1 g	16 円
039	超弾性コイルスプリング	1 個	420 円
040	歯科矯正用アンカースクリュー	1 本	3,780 円

VIII 別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001	インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器		
	(1) 標準型		17 円
	(2) 針刺し事故防止機能付加型		17 円
002	削除		
003	ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器		11 円
004	腹膜透析液交換セット		
	(1) 交換キット		554 円
	(2) 回路		
	① Yセット		884 円
	② APDセット		5,470 円
	③ IPDセット		1,040 円
005	在宅中心静脈栄養用輸液セット		
	(1) 本体		1,400 円
	(2) 付属品		
	① フーバー針		419 円
	② 輸液バッグ		414 円

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、令和六年六月一日から適用する。ただし、第一条及び附則第二条第一項の規定は、同年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 令和六年三月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、第一条の規定による改正後の特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）別表VIの002から006まで及び010から013までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 令和六年五月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、第二条の規定による改正後の特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。